

議案第5号

愛西市国民健康保険税条例及び愛西市後期高齢者医療に関する
条例の一部改正について

愛西市国民健康保険税条例及び愛西市後期高齢者医療に関する条例の一部
を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成31年2月27日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、国民健康保険税等の普通徴収に係る納期を変更する
ため必要があるからである。

愛西市国民健康保険税条例及び愛西市後期高齢者医療に関する
条例の一部を改正する条例

(愛西市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 愛西市国民健康保険税条例(平成17年愛西市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項を次のように改める。

普通徴収の方法によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。

- (1) 第1期 7月1日から同月31日まで
- (2) 第2期 8月1日から同月31日まで
- (3) 第3期 9月1日から同月30日まで
- (4) 第4期 10月1日から同月31日まで
- (5) 第5期 11月1日から同月30日まで
- (6) 第6期 12月1日から翌年1月4日まで
- (7) 第7期 翌年1月5日から同月31日まで
- (8) 第8期 翌年2月1日から同月末日まで
- (9) 第9期 翌年3月1日から同月31日まで

(愛西市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 愛西市後期高齢者医療に関する条例(平成20年愛西市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「4月1日から同月30日」を「7月1日から同月31日」に改め、同項第2号中「6月1日から同月30日」を「8月1日から同月31日」に改め、同項第3号中「8月1日から同月31日」を「9月1日から同月30日」に改め、同項第5号中「12月1日から翌年1月4日」を「11月1日から同月30日」に改め、同項第6号中「翌年2月1日から同月末日」を「12月1日から翌年1月4日」に改め、同項に次の3号を加える。

- (7) 第7期 翌年1月5日から同月31日まで
- (8) 第8期 翌年2月1日から同月末日まで

(9) 第9期 翌年3月1日から同月31日まで

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成32年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の愛西市国民健康保険税条例の規定は、平成32年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成31年度以前の年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の愛西市後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成32年度以後の年度分の保険料について適用し、平成31年度以前の年度分までの保険料については、なお従前の例による。